

京都市教育委員会告示第8号

京都市文化財保護条例第6条第1項の規定に基づき別表1に掲げる文化財を京都市指定有形文化財に、同条例第36条第1項の規定に基づき別表第2に掲げる文化財を京都市指定名勝に指定したので、同条例第6条第3項（第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定により告示します。

平成18年3月31日

京都市教育委員会

別表1

京都市指定有形文化財

区分	名称	数	所有者	所有者の住所
絵画	絹本著色佐久間将監像	1幅	真珠庵	京都市北区紫野大徳寺町52番地
絵画	客殿障壁画 狩野永岳筆	113面	隣華院	京都市右京区花園妙心寺町47番地
考古資料	金銅製蓋付き蔵骨器	1合	京都市	京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町448番地

別表2

京都市指定名勝

名称	所在地	地 域
鴨脚家庭園	京都市左京区下鴨宮河町	9番地のうち275.4平方メートル

備考 指定地域に関する図面は、京都市文化市民局文化部文化財保護課において一般の縦覧に供します。

(文化市民局文化部文化財保護課)